

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第161号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成25年11月20日 19時09分ごろ
発生場所	関門港関門航路 山口県下関市所在の長府宮崎第2防波堤灯台から真方位155° 1,450m付近 （概位 北緯33°59.0′ 東経131°00.3′）
事故等調査の経過	平成25年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 ^{ナナ} NANA 2（パナマ共和国籍）、2,967トン 9552771（IMO番号）、NEU SHIPPING S.A.（船舶所有者）、SHANGHAI MARUKICHI SHIP MANAGEMENT COMPANY LTD.（安全管理会社）
乗組員等に関する情報	一等航海士（中華人民共和国籍）、一等航海士免状（パナマ共和国発給）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷船尾外板に擦過傷 灯浮標 浮体上部フレームが曲損
事故等の経過	本船は、船長及び一等航海士ほか13人が乗り組み、平成25年11月20日18時56分ごろ関門港関門航路東口から入航して北西進した。 一等航海士は、甲板員を操舵に、甲板長を見張りにそれぞれ就け、操船指揮に当たっていたところ、折からの東向きの潮流に押されて関門航路第35号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接近することを感じたので、本件灯浮標の西方を1ケーブルの距離で通過する予定で左舵10°を命じて左転し、本件灯浮標を右舷に見て通過した。 一等航海士は、関門海峡海上交通センターのVHF電話による呼出しを受け、本船が、本件灯浮標に19時09分ごろ接触したことを知り、巡視船の先導を受け、関門港門司区に投錨した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流（早鞆瀬戸） 最強時17時23分東流5.5ノット、転流時19時57分
その他の事項	一等航海士は、関門航路入航時に部埼潮流信号所の表示を確認していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、関門航路を北西進中、一等航海士が本件灯浮標の西方を1ケーブルの距離で通過しようとしたことから、潮流及び風により、右舷側へ圧流され、本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、関門航路を北西進中、一等航海士が本件灯浮標の西方を1ケーブルの距離で通過しようとしたため、潮流及び風により、右舷側へ圧流され、本件灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流と強風の方向が重なる場合、予想以上に圧流されることがあるので、留意すること。